

錦江町監査公表 2 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して備品監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 2 月 3 日

錦江町監査委員 中村 貢
同 浪瀬 亮祐

備品監査結果報告書

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 4 年 1 月 19 日（水）
- 3 監査の実施場所 該当課及び該当施設
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、浪瀬 亮祐
- 5 監査の対象
 - (1) 住民税務課
 - (2) 会計課
 - (3) 農業委員会
 - (4) 総務課
 - (5) 産業建設課
 - (6) 避難所用備品・備蓄品（総合交流センター、支所 2・3 階）

6 監査の着眼点

- (1) 備品台帳は整備されているか
 - ア. 帳簿の残高と物品の現在高は符合するか
 - イ. 保管替え等の手続きは、正規になされているか
 - ウ. 損傷、廃棄、目減り等に関する手続きは、的確に処理されているか
- (2) 常に良好に管理され、また、維持補修等は適切に行われているか
 - ア. 保管上、取締り不十分な点はないか
 - イ. 未使用のまま放置してあるものはないか
 - ウ. 遊休品で他に転活用できるものを保管していないか
 - エ. 不用品、不良品または再利用可能品を漫然と保管していないか
- (3) 最大の効果を最小の経費で上げるようにしているか
 - ア. 事業効果や安全性は考慮されているか
 - イ. 必要以上にぜいたくな物品の購入はないか
 - ウ. 必要以上に多量な物品の購入はないか

7 監査の実施内容

該当課から事前に備品台帳を徴し、内容の確認を行ない、必要に応じて担当者及び関係者の意見を聴取した。また現地において備品を確認し、管理状況や動作の確認を行った。

該当施設においては、担当課の担当者や施設管理者から説明を受けた後、設置状況の確認と使用状況の聞き取りを行った。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した課においては、おおむね適切に備品の管理がなされていたが、品目等ごとに、次のとおり意見を付す。対象とならなかった課等においても参考にされたい。

品目・状況等	意見
パソコン (電算管理外)	購入から相当年経過したものは、旧 OS のまま使っていることが考えられる。セキュリティはもちろん、処理速度にも難があり、また突然の故障もあり得るので、利用があるならば更新されたい。
ビデオデッキ	取得後相当年数が経過しており、故障することも考えられる。メディアに記録されている動画の情報等も古いと思われるので、利用があるならば DVD プレイヤー等に、メディアも一緒に更新されたい。
トランシーバー、 特定省電力トランシーバー	電波法の改正に伴い、2024 年 12 月以降はアナログ無線機や省電力トランシーバーは使用禁止となる。該当の場合は適時処分されたい。
移管すべきもの	常時他課が使っている備品は移管されたい。
事務机、イス等	事務机の類について、使用職員の変更については履歴をとらずとも、課内にあることが確認できればよい。
庁外施設の備品	課内の備品と一緒にくたにせず、施設ごとに分けて管理されたい。

避難所用備品・備蓄品について、総合交流センター保管分については、収納場所に品名や個数などがラベルで表示されており、担当者以外の者でも把握できる状態が取られていた。一方、支所保管分については、支所庁舎 2 階及び 3 階の 3 室に渡り保管されており、どの部屋に何があるのか、誰が見ても一目瞭然とはいかない状態であった。できるならば同じフロアで、入り口の扉に保管物を記すなどして管理されたい。

9 結び

廃棄済み又は更新済みの物の、台帳への記録漏れが目立った。適宜行うよう注意されたい。また、庁舎外施設の備品については施設ごとに一括りとし、庁舎内の備品と別けて管理をされたい。

廃棄処理については適時適切に行ない、スペースの有効活用に努められたい。また取得してから年数が経過したものについては、動作の安全性、機能性、利用度などを勘案し、更新や廃棄など随時見直しをされたい。